

はたらく青年

発行・日本共産党中央農地区委員会 2019年8月1日
〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉1163
☎0574(26)8195 ☎
jcp.chunochiku@lapis.plala.or.jp

最賃 全国一律制・1500円へ



地方審議会でさらに引き上げを

厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月31日、2019年度の最賃改定の目安について、全国加重平均で時給を27円引き上げる答申を出しました。答申では、岐阜県の場合825円から26円上がって851円としています。この答申（目安）をうけて各都道府県の地方審議会で秋ごろをめどに議論・決定されます。昨年は、半数近い23県で目安を超えて最低賃金が決定されましたが、消費税の増税は、中小企業に打撃を与え、最賃引上げ分を台無しにするだけに、最賃の抜本的引き上げを求める運動が各地域でさらに大きくなることが求められています。

岐阜と愛知との格差は年13万円に拡大

安倍政権は「骨太方針」で「全国平均1000円」をめざすしていましたが、東京1013円、神奈川1011円にとどまり、全国平均の901円を超えたのは埼玉・千葉・愛知・京都・大阪を加えた7都府県だけで、17県が700円台にとどまり、地域間格差がさらに広がりました。

最賃は岐阜851円、愛知926円です。目安額で両県の審議会が決定したとすると一般労働者の所定労働時間年1800時間による差額は、岐阜153万1800円に対して愛知166万6800円となりその差額は13万5千円となり、ほぼ1カ月分に相当する格差となります。最高額の東京都と最低額の鹿児島県（787円）では、時間当たり226円の格差があり、年収では40万円の格差が生じます。都道府県ごとに格差をつける現在の制度では格差は大きくなるばかりです。最賃制度もヨーロッパ並に全国一律とすることが切実に求められています。

地方最賃審議会の公開と意見陳述を

最賃を審議・決定する地方審議会のほとんどは「自由闇達（かつたつ）な意見交換ができなくなる」として非公開となっています。全労連の集計によると本審と専門部会がすべて公開されているのは鳥取県のみです。「目安」伝達などの会議はほとんどの都道府県で公開されていますが、専門部会の答申案の確認など重要な会議の公開は半分程度にとどまっています。労働組合などの意見陳述を認めているのは青森県など25府県です。

ある県労連青年部の事務局長は昨年、非正規労働者の実態を訴え、地域別最賃格差の拡大で若者の県外流出が続いていると指摘し、「地域別最賃制度の存在が地域崩壊に加担しているようなものです」と全国一律最賃制と大幅な引き上げを要求。この県では、意見陳述の機会を広げたことで「目安」に2円上乗せして最賃が決定されました。

ぼったくりビジネス「退職代行」

「退職代行サービス」を知っているだろうか。仕事を辞めたいが辞めさせてくれない、ハラスメントで出勤がつらい。そういうときに、退職の手続きを代行してくれるというものだ。

この退職代行というのが、若者の間で広がっている。しかし、実は退職手続きというのは実に簡単なものだ。退職の申し出は2週間以上前にすればよくて、その申し出は直接言う必要もない。退職届を郵便やメールなどで伝えれば良くて、要するに、記録に残る形で会社に退職の意思を一方的に伝えれば退職は成立するのだ。翌日から行くものついでという場合でも、退職届を出せば退職は成立するし、退職することで大きな損害がなければ、損害賠償を請求される心配もない（あるいは請求されても無効の可能性が高い）。

本人に代わって、退職の意思を会社に伝えるのは5分もあれば出来てしまう。しかし、驚きなのはこの軽微なサービスを利用するのに、だいたい5万円もとられるという。しかも、退職後に会社からの損害賠償の請求や給与の未払いが発生しても、退職代行サービスはとりあってくれない。

会社で先輩からいじめや暴力を受け、わずか1カ月あまりで退職に追い込まれ、退職代行を使った22歳のAさんは「パワハラだからちゃんと相談したほうがいい」と友人に言われ、ユニオンに相談にきた。団体交渉を会社に申し入れたところ、会社側は即座に謝罪と損害賠償の支払を受け入れ、即解決した。「まさか、ユニオンでこんなことができるとは思わなかつたです」と驚き、退職代行を使った後悔の気持ちもあるようだった。

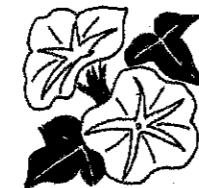
退職代行が広がる背景は、ブラック企業が蔓延する日本の劣悪な労働市場がある。そんな中、苦しむ若者を食い物にするのが退職代行なる、ぼったくりビジネスだ。しかし、労働組合の存在感が弱く、若者たちの選択肢になっていないのも残念ながら事実。ユニオンが労働者の砦であることをもっと発信しないければと、気持ちが引き締められる思いだ（新婦人新聞7/18・青年ユニオン委員長・原田のはたらくコラム）

東映動画労組(なつぞら)から学ぶ

労働組合・映演労連フリーユニオンはこのほど「東映アニメの歴史と労働争議」をテーマに講演会を開き、東映動画労組の活動の歴史を学びました。

東映動画労組は、NHK朝ドラ「なつぞら」の舞台のモデルです。講演したアニメーション史研究者の木村智哉氏（玉川大学非常勤講師）は、1961年に労組ができ、個人事業主扱いの「契約者」問題に取り組み、2016年には直接雇用・無期転換が確立されたと報告しました。また、「なつぞら」ヒロインのモデルとなった組合員の奥山玲子さんがマタハラを受け、東映動画労組が守ったことも紹介されました。参加した別映画会社の女性は、「個人請負が広がれば、プロジェクトごとに集散し、若手が育たなくなる。東映動画労組に学んで取り組みたい」と感想を語りました。

また、京都アニメーション第1スタジオが放火され多数の死傷者が出了事件で、元アニメ制作会社に勤務したことのある大限日本共産党多摩市議は次のように語っています。「34人も亡くなられて大変な事件だと思います、京アニメは社員をきちんと雇用し、チームとして機能させてきた会社です。多くのアニメ制作会社は、雇用関係は結ばずに、動きを表す絵（動画）なら1枚につき100円、200円などの単価で給料を支払っています。生活できる収入を得るためにどうしてもスピードをあげて仕事をしないといけないなど、過酷な状況です。最近のアニメは、線も多く、描写も細かいので、制作にかかる負担も大きくなっています。京都アニメは、正社員として雇用し、制作環境を充実させることで安定してヒット作を出していたスタジオです。制作を続けていけないとなるとその系譜が途絶えるということになってしまいます。非常に残念だし、憤りを覚えます」（7/26赤旗）



最賃1500円実現、カギは中小企業支援

誰でもどこでも働く人の最低賃金が時給1500円になれば、1年間に1800時間働けば年収は270万円となり夫婦2人の合計額は540万円です。これが実現すれば、子育てもできるのではないかでしょうか。

その最賃1500円実現のカギとなっているのが中小企業への支援強化です。企業の売上総利益に占める社会保険料負担の割合（2017年）は、大企業が9%、中小企業が13%です。企業は、赤字であれば法人税を納める必要はありませんが、赤字でも雇用した労働者の事業主負担分を納めなければなりません。日本共産党は賃上げ実績に応じての中小企業支援を抜本的に強め、現在の7億円から7000億円に増額することで社会保険料を減免する制度をつくることを提案しています。さらに、中小企業が最賃を引上げられる条件を広げるために、適正な単価や納入価格の保障、過度な競争の規制、「公契約法・公契約条例」の実現をめざします。

今も“無給医”2千人 大学病院

文部科学省の調査によると、患者の診療に当たっているのに給与の支払いを受けていない「無給医」が、50の大学病院に少なくとも約2000人いることがわかりました。文科省は全国にある108ある国公私立の大学病院に対して昨年9月時点での医師と歯科医師の雇用実態の調査を要請しました。

調査によると教員を除く、医師と歯科医師は3万余で、合理的な理由がないのに給与の全額または一部が未払いだったのは2191人で、今後は支給を受けることになります。大学病院は長年、経費節減のため、研修などの名目で後期研修医や大学院生ら若手を無給で診療にあたらせてきています。日本の労働環境が改善されていないことをしめしています。

国家公務員3万人削減計画決定

安倍内閣は、2020年度から5年間で3万余の国家公務員を削減する新たな「定員合理化計画」を決定しました。約30万人の国家公務員の1割を削減するもので、国民の公務・公共サービスを後退させ、公務労働者の健康破壊を加速させるものです。これは、これまでの「総額人件費抑制」の方針にもとづくもので、今後各省は毎年度、削減目標の5分の1を削減することが求められことになります。

国・地方を合わせた日本の公務員数は国際的にもかなり少ないので現状です。人口千人あたりで見ると、フランス89人、アメリカ64人に対して日本は36人です。

日本共産党は「定員合理化計画」を廃止し「非正規職員の正職員化を含め、国民生活の安全・安心のために必要な人員を確保することは急務」としています。

副業の労働時間通算せず

厚生労働省の「労働者の副業や兼業をする際の労働時間について」の検討会は7月25日、『複数の職場の労働時間は通算せず、事業所ごとに管理する』ことを盛り込んだ報告書をまとめました。

長時間労働を防ぐための労働時間の「通算規定」が緩和され、長時間労働を助長する危険な内容です。安倍内閣が骨太方針で決定した「兼業・副業の推進」を受けて、規制を骨抜きにするものです。

労働基準法では、複数の職場で働く場合の労働時間は通算するとしています。労働時間の指針では、使用者が客観的な方法で把握するよう求めています。

報告書案では、「使用者の時間管理がしやすくなる」などとして、労働時間を通算せず、それぞれの企業で上限規制にもとづき労働時間を管理すればよいとしました。報告を受けて労働政策審議会で議論されます。（7/27・赤旗）